

議案第 33 号

田川市都市公園条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市都市公園条例の一部を改正する条例

田川市都市公園条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条の5第5項中「前各号」を「前各項」に改める。

第2条の7第3号コ中「を変えたり」を「の変更」に改める。

第3条中「田川市」を「本市」に改める。

第4条第1項第2号中「領布」を「頒布」に改める。

第5条第5号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第6条中「、その他の」を「その他の」に改める。

第11条第1項中「使用者等が」を削り、「該当するときは」を「該当する者に対して」に、「による」を「によってした」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付された条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

第11条第2項中「使用者等に」を「この条例の規定による許可を受けた者に対し、」に改める。

第18条第2項中「1平方メートルに」を「1平方メートルとみなし」に改める。

第19条中「各号」の次に「に定めるところ」を加える。

第20条中「一部を」の次に「減額し、又は」を加える。

第21条第1号中「占用開始」を「占用の開始の日」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第2号中「認めたとき」を「認めるとき」に改める。

第22条中「譲渡し、」の次に「若しくは」を加える。

第25条を次のように改める。

（管理の特例）

第25条 この条例の規定にかかわらず、石炭記念公園内の田川市石炭・歴史博物館並びに中央公園内の田川市弓道場、田川市市民球場、田川市市民テニスコート、田川市総合体育館、田川市こがねが丘陸上競技場、田川市トレーニングセンター、田川市総合グラウンド及び田川市市民プールの設置及び管理に関し、必要な事項は、別に条例で定める。

第27条中「市長は、」を削る。

別表第2中「111㎡」を「111平方メートル」に改める。

別表第3行商、募金、出店その他これらに類するものの項中「1㎡」を「1平方メートル」に、「42」を「44」に改め、同表業として映画を撮影するものの項中「400」を「410」に改め、同表運動会、展示会、博覧会その他これらに類するものの項中「1㎡」を「1平方メートル」に改める。

別表第4中「1㎡」を「1平方メートル」に、「10㎡」を「10平方メートル」に改める。

別表第5中「1㎡」を「1平方メートル」に、「1m」を「1メートル」に、「42」を「44」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の都市公園の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、なお従前の例による。